

新型コロナウイルス関連 資料集

新型コロナウイルス関連の要求書やニュース、道教委が発出する通知など、資料集を送付しますので、ご活用ください。

道教委、コロナウイルス感染防止に関する**休暇の取扱いを通知!**

SNSで話題に!!
道教組作成の漫画が

加筆による「一週間の休校業務」は、種別が変わって、区内多くの市町村では「春休み」で臨時休校」という決定に...

「春休み」で臨時休校」という決定に...

加筆による「一週間の休校業務」は、種別が変わって、区内多くの市町村では「春休み」で臨時休校」という決定に...

加筆による「一週間の休校業務」は、種別が変わって、区内多くの市町村では「春休み」で臨時休校」という決定に...

区分	業務等	休暇等の区分
職員	コロナウイルス感染 保健所により濃厚接触者とされた 発熱等の風邪症状 発熱等の風邪症状	病気休暇 有給休暇
親族等	小・中・高・高等学校、特別支援学校の臨時休業の事情がある →子の世話をを行うため勤務しないこと (加筆)無償有給	災害申請休暇

参考
2020年3月2日厚生労働省
発給2020年3月2日「新型コロナウイルス感染症の感染防止」
において出されることが暫く経過後であると認められる
場合の休職の取扱いについて(通知)
2020年3月2日厚生労働省
発給2020年3月2日「新型コロナウイルス感染症の感染に
伴う休職等の取扱いについて」

2020.3.3 全北海道教職員組合

非常勤職員のみなさん、休校で困っていませんか?

文部科学省は3月5日付けで新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について(通知)という文書を出しています。

文部科学省 コロナ

非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保について通知しています。

「自治体の担当から非常勤は仕事がない」と言われたという声を聞きます。

学校が臨時休業になって、非常勤職員のみなさんから「自治体の担当から非常勤は仕事がない」と言われたという声を聞きます。

たえば...

非常勤講師
授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援

学校用務員
学校施設の修繕

給食調理員
給食調理場等の清掃、消毒

今後、都道府県教育委員会がこの文部科学省通知に基づいたものを通知して、各職場で具体化されます。しかし、職場にはうまく伝わらないことがあります。

日マろから子どもたちのために力合わせをする仲間だから、困ったときは、私たちに相談してください!

こんなときだからこそ、力合わせをして共にがんばりましょう!

2020.3.4 北海道教育委員会

道教委に要望書に提出(2/27)



目次

速報 No23 「緊急要望書提出」	... P1
緊急要望書	... P2
道労連ニュース	
(ゆきどいた教育すめる北海道連絡会要望書)	... P3
臨時休校措置等に関わる緊急要請 (障害児教育フォーラム実行委員会)	... P4
教職員の勤務について(道教委)	... P5
在宅勤務について(道教委)	... P6
道高教組 書記長談話	... P7

新型コロナウイルス感染症対策の緊急要望書提出！

2月27日（木）、新型コロナウイルス感染症対策の緊急要望書を教育長宛に提出しました。

特に、北海道においては感染が確認された方が増え続け、本日から小中学校、特別支援学校は全校、高校も多くの学校で休校措置をとるなど、感染拡大を防ぐため、懸命の奮闘が続いています。「最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分とれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高める」と厚労省が述べていることから、学校が感染拡大の場となってしまう危険もはらんでおり、十分な対策が必要です。

そのような状況の中、現場から学校での奮闘が報告されるとともに、「マスク・消毒液が足りない」「休暇の扱いがあいまいだ」などの声が聞かれました。道高教組、道教組は、道教委に対し緊急要望書を提出しました。

主なやりとり

- 感染防止対策に必要な、マスクや殺菌アルコール、手袋など衛生資材不足について
→確保が困難になっていることから、各学校の在庫調査等を行い、確保に努めているところ。
- 教職員の感染防止について
→職員は、新型コロナの症状ではない場合であっても、発熱など風邪の症状がみられる場合は「病休」で自宅療養
- 教職員の子どもが通う保育園・学校等が休園・休校となった場合、特別休暇や在宅勤務を認めるべき
→現状のサービスは、基本的に年休 ※子の看護休暇は、負傷、疾病の世話や、健康診断、予防接種の付き添いが要件との態度を崩さず
☆長期化したとき、現行の休暇制度では対応できないことを指摘。今後の再検討を求めた。
- 教職員の家族に感染者が出た場合・教職員が濃厚接触者となった場合のサービスについて
→「職専免」で扱う（2020年2月26日付 教職第2507号）

道高教組・道教組速報

2020/2/27

No.22

発行：道高教組
道教組 書記局



Pick Up 現場のとくくみ

ほしみ高等学園分会では、衛生委員会から（分会長が衛生管理者）、会議・業務を整理して、できるだけ休みを取ろうとお願いしています。

それを受けて、会議を整理し、午後から火曜日まで休みやすい状況を作りました。

その際の要請の内容は、右記のとおりです。

【衛生委員会】新型コロナウイルスの職場内感染拡大防止に向けてのお願い

本日2月27日より臨時休校となりました。職員の皆様にも職場内で感染が発生・拡大しないためにお願いをいたします。

(1) 生徒に指導している感染防止策については、職員も徹底して、行ってください。

(2) 風邪や体調不良の症状を自覚したときは、自己判断しないで病気休暇を取得して自宅での静養をお願いします。

(3) 会議等については、緊急なもの以外は紙面回覧や延期するなどしてください。実施する場合においても、できるだけ広い会場で密集しないで短時間で行ってください。

(4) 公共交通機関で通勤されている方は、なるべく混雑していない便を利用してください。時間年休などを取得して、出退勤時間をずらすことも考えられます。

(5) 現在、道教委は在宅勤務などの方針を出していませんが、職場に集まらないということも感染拡大のリスクを下げます（臨休にしているのもそのためです）。また、通勤途上での感染のリスクを減らすことにもなります。業務を整理して年休取得も積極的にご検討ください。

(6) 十分な栄養と休養、ストレスの軽減に努めてください。

(7) 万が一、自身や家族が感染した場合は、管理職にすぐ相談してください。感染者と濃厚接触した場合も同様です。職員の感染は生徒への感染にもつながります。気遣い合いながら乗り切りましょう。

衛生管理者 藤田明宏

2020年2月27日

北海道教育委員会
教育長 佐藤 嘉大 様

北海道高等学校教職員組合連合会
中央執行委員長 尾張 聡

全北海道教職員組合
執行委員長 川村 安浩

新型コロナウイルス感染症対策の緊急要望書

日頃より、教育条件整備にご尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。また、この間の新型コロナウイルスへの対応等、ご奮闘に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルスの感染が拡大し、教職員や児童生徒にも感染例が現れる事態となっています。特に、北海道においては感染が確認された方が増え続け、不幸にも命を落とした方、重篤な方、地域によっては学校関係者にも感染が広がっている状況があり、早急な対応が求められています。2月26日に行われた政府専門家会議は「このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能」「これから1~2週間が急速な拡大が進むか、収束できるかの瀬戸際」という判断を示しています。「最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分とれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高める」と厚労省が述べていることから、学校が感染拡大の場になってしまう危険もはらんでおり、十分な対策が必要です。学校での感染が起こらないよう、道高教組、道教組は、以下の項目について、緊急に要請します。

記

1 児童生徒の感染予防について

何よりも児童生徒のいのちと健康を守る対応を優先し、全庁あげて、ありとあらゆる対策を講じること。

2 感染防止対策の条件整備について

感染防止対策に必要な、マスクや殺菌アルコール、手袋など衛生資材が不足しており、学校独自で調達することが難しくなっている。道教委の責任において資材を確保し、各学校にゆきどくようにすること。

3 防疫体制の周知について

学校では、新型コロナウイルスに感染し、登校時間中に様態が急変する児童生徒に対応する可能性も十分にあることから、対応する教職員には感染予防の知識・技能が求められている。早急に新型コロナウイルスの防疫方法や事後の消毒作業のマニュアル等を整備し、学校現場に周知すること。

4 休校措置に関わる時数確保について

休校措置等により標準時数を下回ったとしても、無理な時数確保を押しつけないこと。

5 休校措置に関わる教職員の勤務について

休校措置の期間中は、感染拡大防止の観点から、教職員の勤務についても実態に合わせ柔軟に判断するよう通知し、教職員の感染防止についても最大限の配慮をすること。

6 教職員の家族状況に応じた勤務の扱いについて

教職員が養育する幼児児童生徒が通う保育園・学校等が休園・休校となった場合、教職員の特別休暇や在宅勤務を認め、安心して養育できる体制を整えること。

7 家族に感染者が出た場合・濃厚接触者となった場合の服務について

家族に感染者が出た場合、また、濃厚接触者として特定された場合等の服務の取扱いについては、年休等の取得を強制せず、特別休暇や在宅勤務等の扱いとすること。

8 臨時・非常勤職員の勤務について

臨時休校に伴い、日額制の臨時・非常勤職員の賃金に不利益がないよう取り扱うこと。

以 上

道労連NEWS

発行日：2020.02.28

FIGHT FOR JUSTICE
THERE IS POWER IN A KINDNESS SOLIDARITY FOREVER

発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区南水5条5丁目4-5 Tel：011-815-8181

子どもへのケア、育児・託児・休業保障など具体化を

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急要請書を提出

道労連は2月28日、ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会、新日本婦人の会北海道本部、北海道高等学校教職員組合と連名で北海道知事と教育長宛に「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急要請書」を提出しました。

安倍総理が突如、小中高への休校を「要請」したことに関して、鈴木直道北海道知事は27日、「教育長と協議の結果、既に実施している小中学校と特別支援学校の休校期間を春休みまで延長。新たに高等学校の休校を3月2日から春休みまで実施するよう進めてまいります」と表明したことをふまえ、必要な対策がとられるよう緊急要請を行ったものです。

①国の要請を鵜呑みにするのではなく、道・道教委として、科学的にはもちろん、学校現場や地域の実態、児童生徒や保護者などへの様々な影響を勘案し、適切に判断を行うこと。②新型コロナウイルス感染状況や防止対策などについて迅速かつ丁寧に情報開示を行い、道民の不安を取り除く手立てを講じること。③休校期間中の保護者に対し、休業や託児などの対策に道独自の予算を踏まえ、必要に応じて柔軟な勤務対応を行うよう要請すること。④休校期間中の児童生徒に対し、必要なケアを行うよう、具体的な対策を講じること。⑤卒業式など年度末の様々な対応について、市町村教委や各学校の主体性を尊重し、道教委の判断を強請しないこと

緊急事態宣言？～法的根拠なく、対策も見えない

その後、北海道知事が「緊急事態宣言」を出し、「週末の外出を控えるように」と記者会見で報じられましたが「法的根拠」によるものではありません。いま、必要なのは対策、見通し、保障などの具体的な施策です。現場の実態を集めて、突き付けて実効ある対策を求めましょう。

2020年2月28日

北海道
知事 鈴木 直道 様
北海道教育委員会
教育長 佐藤 嘉大 様

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会
北海道労働組合総連合
新日本婦人の会北海道本部
北海道高等学校教職員組合連合会
全北海道教職員組合

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する緊急要請書

道民生活や地域経済の発展向上、すべての子どもにもゆきとどいた教育を実現するために、貴職がはらわれている日頃の努力に心より敬意を表します。また、この間の新型コロナウイルスへの対応等にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、安倍晋三首相の小中高休校要請を踏まえ、鈴木直道知事は、27日、「教育長と協議の結果、既に実施している小中学校と特別支援学校の休校期間を春休みまで延長。新たに高等学校の休校を3月2日から春休みまで実施するよう進めてまいります」と表明しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、何よりも児童生徒のいのちと健康を守ることに自体に異議を申し立てるものではありません。

しかし、昨日から1週間の臨時休校が始まったばかりの北海道で、その日のうちに、春休みまでという休校を知事が表明したことに対し、子どもや保護者をはじめ道民各層からは様々な戸惑いの声が上がっています。特に、共働きやひとり親世帯には大きな負担がかかります。非正規社員、医療関係者などの勤務はどうなるのか、休業補償は出るのか、不安はつきません。28日の記者会見で、鈴木直道知事は「1週間が保護者の方々に協力いただけた一つの単位と考えたい」と休校期間について説明していますが、春休みまでの長期間の休校にともなう具体的な対策が示されないうちに休校延長が表明されたことに、戸惑いや不安が広がっています。

また、各学校でも1週間の臨時休校への対応の最中での知事の表明に、混乱が広がるとともに、教職員の勤務、特に子育て中の教職員や日額制の臨時・非常勤職員の勤務に多大な不安が生じています。

秋生田光一文部科学相は28日の閣議後記者会見で「地域や学校の実情を踏まえ、さまざまな工夫があったといい」と述べ、時期や期間について各地の教育委員会などが柔軟に判断するよう求めています。他県では「1人1人の子どもの居場所、安心・安全の確保、各家庭の状況を踏まえ対応することが重要で、各学校でそれぞれの課題を確認し検討するためには一定の時間が必要だ」として独自の判断をする地域もあります。道教委として、各地に広がる不安や戸惑いの声に耳をかたむけ、必要な対策がとられるよう、下記の通り要請致します。

記

1. 国の要請を鵜呑みにするのではなく、道・道教委として、科学的にはもちろん、学校現場や地域の実態、児童生徒や保護者などへの様々な影響を勘案し、適切に判断を行うこと。
2. コロナウイルス感染状況や防止対策などについて迅速かつ丁寧に情報開示を行い、道民の不安を取り除く手立てを講じること。
3. 休校期間中の保護者に対し、休業や託児などの対策に道独自の予算をつけて補償するとともに、企業に対して柔軟な勤務対応を行うよう要請すること。
4. 休校期間中の児童生徒に対し、必要なケアを行うよう、具体的な対策を講じること。
5. 卒業式など年度末の様々な対応について、市町村教委や各学校の主体性を尊重し、道教委の判断を強請しないことを明確に示すこと。

以上

2020年3月6日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大 様

一般社団法人 北海道手をつなぐ育成会
北海道自閉症協会
北海道小鳩会（ダウン症児・者親の会）
NPO 法人 北海道学習障害児・者親の会 クローバー
北海道自閉症協会札幌分会札幌ポプラ会
北海道障害児教育フォーラム実行委員会

新型コロナウイルス感染拡大に対応した臨時休校措置等に関わる緊急要請

日々、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご奮闘いただいていることに敬意を表します。

鈴木北海道知事の要請により、1週間の休校措置が始まった直後、安倍首相の全国一律の3月2日から春休みまでの休校要請により、学校現場は大混乱をきたしています。特に、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障がいのある子どもとその家族に対する考慮がなされていないため、子どもと家族に大きな困難を強いる事態になっています。仕事を急に休まざるを得なくなった方、休むことができず、子どもをひとり家庭に残したり、きょうだいで過ごさせざるを得ない方、放課後等児童デイ事業所も過密な状態で十分な対応ができなかったり、感染予防対策がとれないところも出ています。

また、卒業式の時期でもあることから、その取り扱いも定まらず、子どもたちや家族を不安に陥れています。すでに、特別支援学校の小学部と高等部を併設する中学部の卒業式を実施しないとの通知が道教委から出され、卒業式の中止を決定した学校もあります。卒業式は障がいのある子どもたちにとっても、6年間あるいは3年間の成長を確認し合い、4月からの新しい生活を始めていくための大切な最後の授業です。特別支援学校には抵抗力の弱い子どもや、基礎疾患のある子どもも在籍しており、新型コロナウイルスに感染させないための十分な対策と配慮が必要なことは言うまでもありませんが、地域や学校によってその実情は様々です。一律に小中学部の卒業式を行わないことには妥当性はありません。

このような状況において、障がいのある子どもたちの健康と安全、学びを保障するために、以下のことを緊急に要請いたします。

要請項目

- 1 長期にわたる一律の休校の継続はやめ、各学校の個別の実情や地域の状況、障がいに対する合理的配慮に基づく判断、それをふまえた決定を尊重してください。
- 2 休校を継続する場合は、感染予防の対策を取ったうえで、学校を居場所として希望するすべての子どもを受け入れてください。
- 3 卒業式等の実施・不実施、また実施の内容・形態の変更については、各学校の個別の実情や地域の状況、障がいに対する合理的配慮に基づく判断、それをふまえた決定を尊重してください。
- 4 マスクや消毒液などの衛生用品の確保と学校への配布を行うよう努力してください。なお、その使用にあたっては、障がい特性や疾病に配慮してください。

以 上

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱

区分	要件等	休暇等の区分
職員	発症した場合 他の職員に感染する恐れが高いと認められる者（症状がないことから、出勤しようとする職員等）が出動しようとする場合	病気休暇 産業医その他専門の医師の意見を聞いた後、就業禁止の措置
	所管保健所により濃厚接触者とされた職員（職場や家庭に感染した者がいる場合等）	職務専念義務免除 （※発熱等の風邪症状が見られる場合は災害事故休暇）
	発熱等の風邪症状が見られる	災害事故休暇
	検疫法に規定する停留の対象となった	災害事故休暇
	発熱等の風邪症状が見られる	災害事故休暇
親族等	子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	災害事故休暇

※ 上記区分以外の場合で、感染の不安のある職員は、年次有給休暇を取得するなど対応をとること。

各教育庁立学校運営支援室長
各道立学校事務長 様

学校教育局特別支援教育課主幹
学校教育局健康・体育課主幹
教職員局教職員課主幹

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時休業における非常勤看護師等の勤務日及び勤務時間の取扱いについて
このことについて、新型コロナウイルス感染症への対応として、各小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において臨時休業とされているところですが、今回の休業中における非常勤看護師等の勤務日等の取扱いについては、次により留意願います。

記

- 1 対象職員
 - (1) 非常勤看護師
 - (2) 特別支援学校専門支援員
 - (3) 非常勤養護教諭
 - (4) 非常勤給食調理員
 - (5) 臨時寄宿舎指導員
 - (6) 臨時給食調理員
 - (7) 臨時調理員
- 2 休業期間中に、すでに勤務を命じている勤務日及び勤務時間の取扱いについては、以下により対応すること。
 - (1) 年次有給休暇による対応
 - (2) 対象職員の職務と密接に関連する業務に変更した上で、勤務に従事させる対応
 - (3) 勤務の免除等による対応
 対象職員が、令和2年3月2日付け教総第2138号教育長通知の1から3に該当する場合は、次のとおりとすること。
 - ア 1の(1)～(3)の職員で労基法適用職員特別職非常勤職員の取扱要綱第9(2)アの(7)により災害事故休暇を承認する。
 - イ 1の(4)の職員
 - ウ 1の(5)～(7)の職員
 臨時職員取扱要綱「第12 給与の減額」及び「第19 勤務の免除」の表の取扱いに準じて所属長が勤務しないことについて承認を与えた場合は、その都度必要と認められる期間給与を減額せず勤務を免除する。
 - (4) 欠勤による対応
- 3 留意事項
 - (1) 上記2(1)から(4)の取扱いは、いずれの場合においても当該職員本人と十分協議の上、決定すること。
 - (2) 臨時寄宿舎指導員の勤務時間等について、「寄宿舎指導員の臨時的任用取扱要領」によりがたい特殊の事情がある場合には、教育局を經由して教職員課あて協議すること。
 - (3) 2(3)の取扱いについては、総務政策局総務課人事グループから各教育庁立学校運営支援室及び各道立学校あてに3月3日付けメールで連絡している内容から変更はないこと。

(企画・振興グループ)
(学校給食グループ)
(服務制度グループ)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における
道立学校職員の在宅勤務実施要領

(令和2年3月6日北海道教育委員会教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務（以下「在宅勤務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 在宅勤務の実施期間は、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間に引き続く学年末休業日及び学年始休業日までとする。

(対象職員)

第3条 在宅勤務の対象職員は、新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業となった学校等に就学する次の子を養育する職員とする（在宅勤務を希望しない者を除く。）。

(1) 中学校就学前の子

(2) 特別支援学校に就学する子

(対象業務)

第4条 在宅勤務の対象業務は、次のとおりとする。

(1) 臨時休業期間中における家庭学習教材の作成

(2) 教材研究（授業準備、指導案の作成）

(3) 次年度の教育計画の作成

(4) 分掌業務

(5) 成績処理、指導要録等の作成に関する業務

(6) その他実施期間中に行わなければならない業務

(勤務時間)

第5条 在宅勤務日の1日の勤務時間は、7時間45分とする。

2. 災害事故休暇等の休暇の併用は可能とする。

(勤務命令)

第6条 在宅勤務の実施単位は1日又は1時間単位とし、校長は、在宅勤務で従事する業務量を指定して、別記様式1「在宅勤務命令簿」により命ずるものとする。

(在宅勤務実施場所)

第7条 在宅勤務を実施する場所は、在宅勤務を行う職員（以下「実施職員」という。）の自宅又は家族の住居（以下「自宅等」という。）に限るものとする。

(個人情報取扱い)

第8条 個人情報等を含む業務を行う場合は、家族を含め第三者に業務の情報が漏洩することのないよう、細心の注意を払うものとする。

(実施報告)

第9条 実施職員は在宅勤務の実施後の直近の勤務日に別記様式2「在宅勤務実施報告書」を校長に提出するものとする。

(情報セキュリティ対策等)

第10条 実施職員は、校長の承認を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限の文書を自宅等に持ち帰ることができる。

2 実施職員は、職場の校務用パソコン（ログインパスワードが設定されているものに限る。以下「職場パソコン」という。）を自宅等に持ち帰り、業務を処理することができる。

この場合、実施職員は、あらかじめ北海道教育委員会情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティ基準」という。）第26条第2項に基づき、「情報資産等持出許可

申請書」（情報セキュリティ基準別記第3号様式）により、校長の許可を受けるものとする。

3 実施職員は、前項の規定により職場パソコンを自宅等に持ち帰る場合、校長の承認を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限の電子データを当該職場パソコンに記載することができ、この場合、情報セキュリティ基準第24条第3項に基づき、当該電子データに対してパスワード設定又は暗号化等の処理を行うものとする。

4 実施職員は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 職場パソコンの紛失、破損等が発生しないよう適正に管理すること。

イ 情報セキュリティ基準等の関係規程を遵守すること。

ウ 個人所有のUSB等の外部記録媒体、LANケーブル、無線ルータ、スマートフォン等の通信機器を接続しないこと。

5 実施職員は、情報資産に関する障害及び事故が発生した場合には、情報セキュリティ基準第101条第1項の規定に基づき、速やかに校長に報告するものとする。

6 校長は、前項の規定により実施職員から報告を受けた場合には、情報セキュリティ基準第101条第2項の規定に基づき、「障害及び事故発生時報告書」（情報セキュリティ基準別記第7号様式）を作成し、所管の教育局長を経由の上、学校教育局長又

は学校教育局特別支援教育課長あて提出するものとする。

(出勤簿の整理)

第11条 在宅勤務日における出勤簿の整理用語は、「在宅勤務」とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関して必要な事項は、教職員局教職員課職務担当課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年3月6日から施行する。

危機に直面した時こそ、現場の状況を踏まえた判断を求める ～新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校に対する談話～

2020年3月10日
北海道高等学校教職員組合連合会
書記長 菱木淳一

昨年暮れより、中国を中心に発生した新型コロナウイルス感染が日本でも広がりをみせており、特に、北海道では感染者が3月9日現在、100人を超え、道民に不安が広がっており、感染拡大が止まることは多くの道民、国民の願いです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための全国一斉休校をはじめ、学校にかかわる国・道の判断は、「緊急性」を理由にトップダウンで行われています。しかし、危機に直面した時だからこそ、当事者に思いを馳せた判断が必要なのではないのでしょうか。

2月27日、安倍首相は、突如、全国全ての小・中・高と特別支援学校に対し、3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請することを表明しました。翌28日、鈴木知事は「緊急事態宣言」を發表し、29日と3月1日の週末2日間の外出自粛と、それまで1週間程度の休校としていた自らの判断を覆し、休校期間の延長を要請しました。

道教委はこの「外出自粛」を受けて、卒業式は3月1日には行わないこと、実施する場合は3月2日以降に行うことを通知しました。多くの道内公立高校で3月1日に予定されていた卒業式が、直前になって延期・中止され、その後特別支援学校の卒業式も一部中止されました。3月は、この一年を振り返り、次の段階に一步すすめる教育的意義の大きい季節であり、中でも卒業式は、新たな人生に向かう大切な節目となります。しかし、この卒業式をめぐる一連の動きは、学校とそれを取り巻く社会全体にもたらされた混乱の一端でしかありません。

現実の教育現場では、休校中の子どもの居場所の確保や、突然の環境の変化による障がいのある子どもの心身の負担など、具体的で切実な問題が次々と起こっています。そのたびに、教職員や保護者をはじめとする当事者は、子どものための最善の方策を考え、瞬時の対応が求められています。教育は切れ目のない営みであり、一瞬たりとも子どもを置き去りにすることはできないからです。道・道教委には、こうした当事者の具体的な要求をよく聞き、財政措置をはじめとして、現場で日々がんばっている教職員・保護者が見通しを持てるような、実効性ある施策を求めます。

「命令型縦社会」は危機管理に不向きです。一方、「助け合い横社会」は柔軟でしなやかに危機に対処できます。子どもの実態や家庭の状況に応じて、ときには柔軟に判断し、正確な情報や科学的知見、民主的な議論によってこの困難を乗り越えることが、今、求められているのではないのでしょうか。子どもたちのいのちと健康を守るため、新型コロナウイルス感染拡大防止は急務ですが、そのような中でも、子どもの権利は最大限保障されるべきです。そのために、私たちは最善を尽くす決意です。